水は大切なもの、節水につとめましょう

水道課からのお知らせ

一、八月のメーター検針は、特別なものを除き行ないませんので、料金は基本分のみ徴収し、九月の検針によって各月均等に使用したものとみなして超過料金を合せて徴収いたします。

二、新規加入者の分担金が変ります本年六月より新たに水道に加入し又される世帯の分担金と給水工事の費用が次のように変わり、原則として分担金を完納し、給水工事費の概算額を予納されたものについて工事を行ないます。

1本管工事分担金は世帯につき金弐万弐千円

2給水工事費は、個個についてその工事費と間接経費（設計、監督、検査、などの手数料）を加えた額

三、水道のご使用について

水道は岩室村給水条例にもとづいて使用していただきます。次にご使用上の一般的なことについて掲げますからお承知おき願います。

1　水道の水がよごれたり、漏れたりしないように注意してください。また異状があるときは、すぐお届けください。

2　水道の使用をやめるときや水道の用途を変更するときは、事前にお届けください。

3　メーターは常に点検しやすく、清潔に保管してください。

4　料金は毎月又は隔月定例日に計量した使用水量をもってその日の属する月分として算定します。

5　メーターが故障したときそのほか、使用水量が不明のときは使用水量を認定して料金を算定します。

6　月の中途で水道の使用を開始したとき、または使用をやめたときの料金は一ヵ月分として算定します。

7　料金は納額告知書の方法によっていただいているがその指定期限までに必ずお納め下さい。

8　次の場合はその理由の継続する間給水を停止します。

イ　料金を指定期限内に納めないとき。

ロ　正当な理由がなくメーターの点検または、水道の検査を拒んだとき。

ハ　水道の構造、材質が定められた基準に適合しなくなったとき。

ニ　水道の使用をやめたと認められるとき。

9　水道施設の故障及び修理工事の施行、災害などの止むを得ない場合、給水区域の全部または一部について給水を停止したり水道の使用を制限したりすることがあります。

10　料金の算出方法（一ヵ月）

一般用　三五〇円＋〔三三円×（使用水量－十立方米）〕

営業用　四〇〇円＋〔四〇円（使用水量－十立方米）〕

その他右に準じて行ないます。その結果一〇円未満の端数については四捨五入し、一〇円単位に留めます。

岩室村水道工事指定工事店の認可申請を受付けます

希望者は次の要領によって水道課へ提出してください

1　書類の提出は八月十五日まで

2　関係用紙は水道課へ申出てください。

3　提出書類はすべて二部出してください。

4　その書類は次のものです。

イ　工事店認可申請書

ロ　責任技術者資格確認申請書（履歴書、技術認定に関する資格を有するものはその書類の写及び近影の写真）

ハ　給水工事技術者名簿

ニ　身分証明書及び工事経歴書

ホ　資産証明書及納税証明書

ヘ　所用器機調書

注！責任技術者の資格は次の各号の一つに該当するものであること。

(イ)　高校及び工業学校又はこれと同程度の学校で土木に関する学科を修めて且二年以上上水道工事に関する実務経験を有するもの。

(ロ)　水道を経営する公共団体で技術吏員以上の職にあって引続き三年以上の実労経験を有するもの。

(ハ)　引続き五年以上上水道工事の配管工事に関する実務の経験を有するもの

(ニ)　新潟市水道局水道技術者試験に合格した合格証を有するもの。

(ホ)　その他前各号に準ずる資格があると認められるもの。

給水工事技術者の登録は次の各号の一つに該当するものであること。

(イ)　水道を経営する公共団体において引続き三年以上の給水工事に従事していた者

(ハ)　引続き五年以上給水工事に従事していたもの

◇専任の責任技術者一名以上、主任配管工一名以上を有すること。

◇申請に基いて審査の上指定いたします。

水道で明日への希望、よい生活

子どもを水から守ろう

水泳の注意

水による事故が毎日どこかで起っている。夏休みは子ども達にとってはカッパ天国である。川やプール、海へと水を求めて飛んで行く、朝元気に出て行ったかわいいわが子が一瞬にして一命をおとしたとしたらどうだろうか、自分の子に限ってそのようなことはなどと安心はしておられない。ちょっとの不注意、油断が取返しのできない大きな事故となり、あたら一命をおとしている。水泳には不断の注意と心構えが最も大切だ、わかりきった事でも、もう一度次のことに目を通して今年も水による事故をおこさないよう気をつけよう。

1　いざというとき助け合うため必ず二、三人ずれで泳ぐこと。

2　まず準備運動をして、からだを慣らしてから水に入ること。

3　沖へ出たときの帰りは、行きの二倍もつかれることを知っておくこと。

4　溺れたまねをしないこと。ほんとうのときに人がほんとうにしないから。

5　もし溺れているのを見たら、大声で近くの人に知らせて、竹ざおやなわ、うきぶくろなどを使って助けるようにすること。

6　顔やくちびるが紫色になるまで泳がないこと。また、沖に向って泳がないで岸にそって泳ぐこと。

7　水泳場はみんなのものです。せともの、ガラスの破片、食べくずなどを必ず片附けること。

盛会だった

赤十字家庭看護法講習

去る七月十七日、十八日の二日間赤十字の家庭看護法第六課講習会が岩室中学校で行なわれた。講師には赤十字新潟県支部から笹川春江氏を迎えて、四十人のお母さん達が日常家庭における看護法と衛生知識の向上のための講習で真剣そのものであった。先ず家庭に病人が出来たらどうするか、汚物の始末、手の洗い方、普通の病気の徴候の見方、のどの検査の仕方など、家庭看護法の第一課から始まり、病人を楽にするベットの作り方、代用品の用い方、家庭の病人の薬と食餌の要領及び、伝染病取締に関係ある病人の看護の第六課まで講義と実技を交えて行なわれた。なお参加者には赤十字から家庭看護法第一部の受講証が交付された。

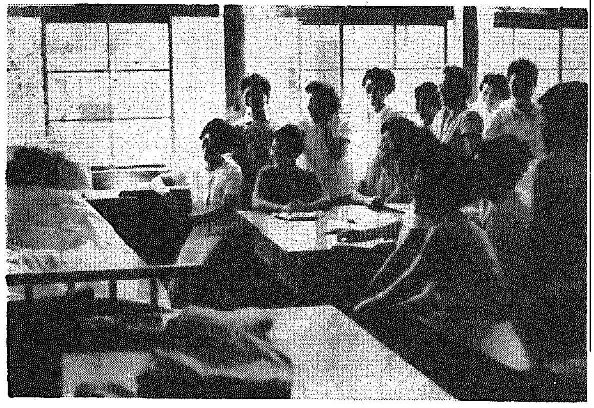

希望の本があったらどうぞ

○本の名

○発行所

希望者　住所

氏名

夏負けの回復策

"ビタミン類を豊富に"

ひどいむし暑さ、といっても二、三週間が峠の日本の夏はそう長いものではありません。しかし一年中暑ければ体の機構も生活習慣も気候に順化して行きます。熱帯地方ではやせ型の人が多く、夏の日中は全ての労働がストップというぐあいです。ところが日本では三、四月後、時に気候が著しく変るので、順化するにも一段とくふうがいり、夏やせ、夏まけなどというような問題が起きてくるというわけです。

高温高湿のもとでは、正常な体でも寝不足や食欲不振になりがちですが、夏まけの原因の大半は精神的な暑さのトレスで、それが自律神経系やホルモン系の調節作用を鈍らせると考えられます。ですから特別の対策とかなんとか気にしないで、じょうずに気分転換をはかり、休養を十分とれば、夏まけなど忘れて過せるものなのです。

さて典型的な夏まけの症状というと、疲れやすいとか胃腸のぐあいが悪いとか、たちくらみがして顔色がさえないとか、かみの毛のいたみやヒフの荒れがひどいことなどでしょう。これらは結局、体の調節作用をするビタミンが消耗するのが原因のようです。食欲不振、疲労感、ねむ気、熱っぽい、フケが多い等の症状はカッケとまでいかないビタミンB_1の欠乏からおこります。B_1は温度や湿度が高い程たくさん消費されますが、でんぷんの代謝を促進する働きがあるので、これが減ると色々具合が悪くなるのです。春先眠いのも温度の上昇につれてB_1がたくさん使われるためです。秋になれば温度が下りB_1の量もだんだん足りて、健康な人なら正常になりますが、手当てとしてB_1をとるには含有量の多い豚肉、ハム、すじこや体内でB_1をつくるネギ、ニンニク等をミックスして食べると良いのです。食欲をそそる香味のあるぬかづけにもB_1はしみています。白米に麦を入れたり、はい芽をまぜたりするのも効果的です。食欲不振には水の飲みすぎも原因になります。発汗作用が激しいので水を飲むのはよいのですが、食前に水でお腹をいっぱいにしたり、胃液をうすめる程飲むのは逆効果です。又氷水等の冷たさは口の中は純感ですが、胃や腸には相当の刺激で、消化液の分泌を悪くしてしまいます。食欲をおこそうとやたらに香辛料を使うのも、水を飲みすぎる原因となり考えものです。結局特別に夏負け回復料理を食べるのでなく、いつも健康な体をつくるために、ふだんの食事に牛乳とか卵、生野菜等を加える習慣をつけて行くほうが大切ということになります。

厚生省指定

国民保養温泉地の看板出来る

七月二十四日指定を喜ぶ盛大な祝賀会

岩室、弥彦、観音寺の三つの温泉が、県下で初めての国民保養温泉地として厚生省から指定を受けたのを機会に、立看板の作製を宮野源一郎氏（和納二区）に依頼、この程出来あがり、岩室温泉の三叉路に建立した。又指定を喜ぶ祝賀会が七月二十四日、弥彦体育館で厚生省、県、地元関係者多数の出席のもとに、盛大に挙行された。

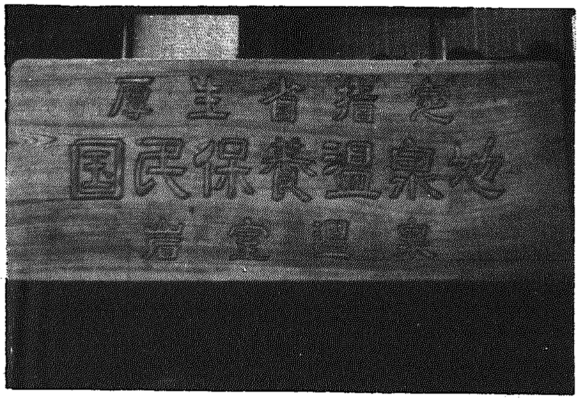

（写真はでき上つた看板）

戦没者の妻へ二十万円を支給

▼…永年の懸案であった戦没者の妻に対する特別給付金支…▲

▼…給法が今回の第四十三国会で成立した。その内容は次…▲

▼…のとおりです。該当者は厚生課へ申出下さい。…▲

○給付金の対象

昭和十二年七月七日以後に公務のため負傷し又は疾病にかかり、これにより死亡した者の妻で、昭和三十八年四月一日において次に掲げる給付を受けている妻です。

(1)旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に係る公務扶助料

(2)特別扶助料

(3)遺族年金

(4)特別遺族年金

(5)遺族給与金

(6)もとの陸軍又は海軍の雇傭人等に係る旧令共済殉職年金

(7)もとの陸軍に配属された雇傭人等に係る各省共済殉職年金。

○給付金の額、期間及び国債

金額　二十万円

期間　十年間（四月三十日と十月三十一日の年二回払とし、一回一万円）

国債　記名国債

国債は無利子とし、政令で定める外は譲渡または担保にすることができない。

○給付金を受ける権利の受継ぎ

昭和三十八年四月一日現在に生存していた妻が死亡の前に請求していなかった場合は、その相続人が自己の名で請求できる。

○時　効

三年間行なわないときは（昭和四十一年三月三十一日まで）権利が消滅する。

生活困窮者にと

千七百円を寄附

去る七月十九日岩室支所を訪れて「生活に困っている人達にあげて下さい」と言って金千七百円を寄附された人がいる。その人は岩室散宿所の芳賀澄子さん（36才）で、昨年お金を拾って警察へとどけたが、保管期間の六ケ月が経過しても落し主が出ないため、今回そのお金の七百円が拾い主に交付された。芳賀さんは自分のお金を千円たして千七百円を寄附されたものです。この尊いお金は村内の長期療養で病院中の恵まれない人達にそれぞれお贈りしました。芳賀さん有難とう。

ブルトーザーの

購入を議決

七月二十二日開かれた議員協議会で、ブルトーザーの購入を検討したが、全員一致で議決した。

家屋、実態調査

協力方のお願い

昭和三十九年度より固定資産の評価が変ります。従来の価格が時価に近い額に引上げられます。而しそのために特に税額が多くなる様な事はないと思われます。現在土地の一筆評価を行なっておりますが、八月中旬頃迄に完了の予定です。八月下旬より昨年に引続き家屋の未調査の分を調査にお邪魔致します。家屋の図面描写には間仕切等が必要でありますから各室を見せて戴かねばなりませんので、特段の御協力をお願い致します。尚調査にお伺いする場合は重ねて御連絡申上げる予定でいます。